

意見公募要領

1 意見公募対象

- ・電波法施行規則等の一部を改正する省令案

2 意見公募の趣旨・目的・背景

基幹放送局の免許の有効期間は原則5年となっており、現行の免許は令和5年10月31日をもって有効期間が満了する（コミュニティ放送を行うものを除く。）ことから、その申請の受付及び審査に向けて、所要の規定整備を行うものです。

3 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口[e-Gov] (<https://www.e-gov.go.jp>) の「パブリック・コメント」欄及び総務省ホームページ (<https://www.soumu.go.jp>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、総務省情報流通行政局地上放送課において閲覧に供するとともに配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（2）又は（3）の場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

(1) 電子政府の総合窓口[e-Gov]を利用する場合

電子政府の総合窓口[e-Gov] (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（2）により提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： `seidokaisei_chi_jo×ml.soumu.go.jp`
総務省情報流通行政局地上放送課 宛て

※ スпамメール防止のため「@」を「×」としております。送信の際には恐れ入りますが、「@」に変更の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※ 意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、（1）の電子政府の総合窓口[e-Gov]を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしく願いいたします。

※ メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社Word

ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※ 電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて10MBとなっています。

（3）郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2
総務省情報流通行政局地上放送課 宛て

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

- ・ ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R又はDVD-RW
- ・ ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問合わせください。）
- ・ ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめご了承ください。

5 意見提出期限

令和5年2月22日（水）（必着）
（郵送による提出の場合も期限内必着とします。）

6 留意事項

- ・ 意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・ 提出された意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov]及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省情報流通行政局地上放送課にて閲覧に供するとともに、配布します。
- ・ ご記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・ なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・ 意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 意見提出期間の終了後に提出された意見、意見公募対象である改正案等以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示する

ことがあります。その場合には、提出された意見を総務省情報流通行政局地上放送課に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめご了承ください。

- ・ 提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめご了承ください。

7 連絡先窓口

総務省情報流通行政局地上放送課

担 当： 竹村課長補佐、橋本係長、高木主査、千葉官、吉原官

電 話： 03-5253-5793

電子メールアドレス：seidokaisei_chi jo × ml. soumu. go. jp

※ 迷惑メール防止のため、「@」を「×」と表示しています。メールをお送りになる際には、「×」を「@」に変更してください。

意見書

令和 年 月 日

総務省情報流通行政局
地上放送課 宛て

郵便番号
(ふりがな)
住所
(ふりがな)
氏名(注1)
電話番号
電子メールアドレス

「電波法施行規則等の一部を改正する省令案に係る意見募集」に関し、別添のとおり、意見を提出します。

- 注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。
注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

(別添様式)

該当箇所	御意見